

大阪港湾局とパナマ海事庁のパートナーシップ港提携に関する覚書

大阪港湾局とパナマ海事庁（以下「両者」という。）は、互恵関係に基づき、両者の管理する港（以下「両港湾」という。）の交流を深め、また、両者の相互理解と長期的な協力関係の構築を図るため、次の内容を共同で推進するパートナーシップ港提携を締結することをここに確認する。

第1条 提携の目的

本覚書は、両港湾の振興及び持続的な発展を共同で促進することを目的とし、両者は、本覚書に基づき、相互協力を進め、相互利益の実現に努めることとする。

第2条 提携事項

本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両者は、次のとおり、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

- 両者は、両港湾間における物流及び人流を積極的に推進し、両港湾の利用促進に共同で努める。
- 環境、商業及び両者が随時合意するその他の分野を含む、港湾の運営・管理に係る情報の交換を行う。
- 両者は、両港湾の発展やビジネスチャンスの創出をもたらす企業、その他の団体の交流の促進のためのサポートに努める。
- その他の事項は、社会状況の変化と実際の必要性に応じて、両者の協議を経て定める。

第3条 提携事項に関する協議

両者は、必要に応じて、本覚書に定める提携事項について協議し定める。

第4条 連絡窓口の設置

両者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を PDF 形式の書面で相手側に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には遅滞なく通知するものとする。

第5条 期間及び終了

本覚書は、両者が署名した日から効力を生じ、期限は設けない。いずれか一方の当事者が本覚書による提携の終了を求める場合は、本覚書に定めるとおり、書面で相手側へ通知するものとし、本覚書は、相手側がその通知を受理してから6か月後に失効する。

第6条 その他

本覚書に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

本覚書は英語で2通作成し、両者が各1通ずつ保有し、いずれも同等の効力を有するものとする。

2023年3月22日

大阪港湾局
局長 丸山 順也

パナマ海事庁
長官 ノリエル・アラウス